



平成 28 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 グ リ ム ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 田 中 政 臣
(J A S D A Q ・ コード 3 1 5 0)
問 い 合 わ せ 先 経 営 企 画 部 長 阿 部 嘉 雄
T E L 0 3 - 5 7 6 9 - 3 5 0 0

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月27日開催の取締役会において、平成28年6月28日開催予定の当社第11回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、平成28年5月27日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、平成28年6月28日開催予定の当社第11回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第23条第2項を変更案第24条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) インターネットの普及を考慮して、法務省令の規定に基づき、株主総会参考書類等への記載事項の一部をインターネットにより開示することを可能とするため、変更案第14条を新設するものです。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 28 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生予定日	平成 28 年 6 月 28 日

NEWS RELEASE

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関の設置)	(機関の設置)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削 除)
4. <u>会計監査人</u>	3. <u>会計監査人</u>
第 5 条～第 6 条 (条文省略)	第 5 条～第 6 条 (現行どおり)
(株式の割当を受ける権利等の決定)	(削 除)
第 7 条 当社は、当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを与える旨及びその申込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。	
第 8 条～第 14 条 (条文省略)	第 7 条～第 13 条 (現行どおり)
(新 設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
	第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第 15 条～第 16 条 (条文省略)	第 15 条～第 16 条 (現行どおり)

NEWS RELEASE

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第17条 当社に<u>取締役10名以内を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任) 第18条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">② (条文省略)</p> <p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>②補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 20 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>②取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第 17 条 当社<u>の</u>取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">②<u>当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>(選任) 第 18 条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">② (現行どおり)</p> <p>(任期) 第19条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">③<u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 20 条 取締役会は、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>②取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

NEWS RELEASE

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>②取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>③取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>④ (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>②取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>③取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 22 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

NEWS RELEASE

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p align="center">(削 除)</p>
<p><u>(員数)</u> 第24条 当社に監査役3名以内を置く。</p>	<p align="center">(削 除)</p>
<p><u>(選任)</u> 第25条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p align="center">(削 除)</p>
<p><u>(任期)</u> 第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p align="center">(削 除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u> 第27条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p>	<p align="center">(削 除)</p>
<p><u>(監査役会)</u> 第28条 当社は、監査役会を置く。 ②監査役会の議長は、監査役会の決議によりあらかじめ定めた常勤監査役がこれにあたる。 ③監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ④監査役会の運営はその他に関する事項については、監査役会規程による。</p>	<p align="center">(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> 第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p align="center">(削 除)</p>

NEWS RELEASE

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により社外監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第31条～第34条（条文省略）</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会)</u></p> <p>第25条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>②監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 計算</p> <p>第26条～第29条（条文省略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、第11回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>

以 上